

【反映結果は以下いずれかの数字を選択】  
 1：意見を踏まえて修正 2：意見を一部反映  
 3：今後の検討課題とする 4：修正しない

資料3-1

埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）の中間見直し素案への意見について

No.	区分	該当箇所	該当ページ	意見内容	運営方針の記載（修正前）	運営方針の記載（修正案）	反映結果	回答・対応	
1	変更	2（1）市町村国保の現状	②	4	団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行の開始年度の修正	令和3年度から	令和4年度から	1	「令和4年度から」に修正いたします。
2	変更	2（3）財政収支の改善に係る基本的な考え方	①	12	法定外一般会計繰入金等の推移の増要因の分析についての修正（被用者保険の適用拡大の影響と増加の相関関係が不明瞭）	被用者保険の適用拡大などの影響	コロナ禍の受診抑制の反動などによる一人当たり保険給付費の増などの影響	2	御意見を踏まえ、被用者保険の適用拡大の影響と併記する形で修正する。
3	追加	2（4）法定外一般会計繰入金等の削減・解消の取組及び目標年次	③	15	今後更新されると思いますが、12ページの法定外繰入を行った市町村数と違うため、違う理由の注釈を入れてほしい。現行の12ページと15ページを比較すると9市町村が法定外繰入を行っていないことになっている。		数字が違う理由を注釈で入れていただきたい。	1	御意見のとおり、12ページには括弧書きで「決算補填等以外の目的を含む」と記載する。
4	追加	2（4）法定外一般会計繰入金等の削減・解消の取組及び目標年次	②	15	第三者行為求償等に係る普通交付金の返還財源を一般会計から繰り入れた場合に、後年度に一般会計に同額を繰り出すことを記載してほしい。		一般会計からの繰入れを行った場合は、当該年度に一般会計から繰り入れた額の同額を翌年度以降に一般会計に繰り出すこととします。	2	一般会計からの繰入れを行った場合、翌年度以降に決算剰余金が生じた場合の立て替えをした形となることから、実際に決算剰余金が生じた場合には一般会計に繰り出すことが望ましいと考えるため、15・32ページを修正する。
5	追加	2（5）財政安定化基金の運用	③	17	「特別な事情」による交付の考え方について大阪府の運営方針に倣い、柔軟性を持たせた運用としてほしい		「特別な事情」の判断については、個々のケースごとに、国の意見や他都道府県の事例等を参考にしながら県で判断する（大阪府を引用）	4	中間見直しの方向性に即さないため反映しない。
6	変更	3（2）保険料水準の統一	③	21	・「収納率の格差は大きい」ということについて数字で示すべきでは→完全統一の条件として収納率格差の縮小を掲げているのでここで根拠がないと、目標設定が困難です	・収納率の格差は大きい	収納率の格差はXポイント（令和6年度）と大きい	2	御指摘の箇所は、保険料水準の統一を3段階に分けて進めていくこととした第2期国保運営方針の内容を説明しているものであるため、直近の実績値を記載するのは即さないと考えられる。ただし、以上の趣旨が分かりにくい点を考慮し、文言は修正する。
7	追加	3（2）保険料水準の統一	③	22	完全統一にあたっての収納率格差の定量的目標を設定すべきでは、でない、また完全統一にあたって収納率格差が縮小したかどうか（そもそも比較はいつ時点？）の議論で揉めそうです		令和x年度時点の収納率格差XポイントからXポイント以内を達成したとき、完全統一に移行することとします	4	既に議論した以下の考え方と齟齬が生じるため反映しない。  (令和7年度第2回財政運営WG資料2より抜粋) ■ 準統一による標準保険料率の変動により収納率格差の動向がこれまでと異なる傾向となった場合の完全統一の時期について 基本的には運営方針（第3期）に掲げているとおり令和12年度に完全統一することとする。 ただし、容認できないほど収納率格差が拡大するような状況となった場合は、完全統一の実施について慎重に検討する。
8	追加	3（3）納付金の算定方法	①	23	市町村の責によらない赤字発生を回避するため、納付金の精算制度の導入を検討することを要望します（滋賀県参照）		・納付金の精算制度の導入 納付金と市町村が徴収した保険料等の過不足を精算する制度の導入に向けて市町村と県で協議を行います（滋賀県）	3	「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）厚生労働省保険局国民健康保険課 令和8年1月」の6ページにおいて、「都道府県と各市町村の個別の関係において精算は行わないことを基本とする。」とされており、今後検討させていただきます。
9	追加	3（4）標準保険料率の算定方法	①	25	市町村標準保険料率の設定について詳細を示した方が良いのでは（奈良県参照）		(所得割は小数点第2位、均等割は100円単位にする) など（奈良県）	1	準統一後の市町村標準保険料率の単位については、所得割は小数点第2位、均等割は円単位を想定しているため、その旨運営方針上に明記いたします。

【反映結果は以下いずれかの数字を選択】

- 1：意見を踏まえて修正 2：意見を一部反映  
3：今後の検討課題とする 4：修正しない

資料3-1

埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）の中間見直し素案への意見について

No.	区分	該当箇所		該当ページ	意見内容	運営方針の記載（修正前）	運営方針の記載（修正案）	反映結果	回答・対応
10	変更	4（2）準統一（令和9年度～）	③	30	一般会計事業への移行という文章は、廃止を目指す自治体としては余地を残す表現となるため、明記しないでほしい。	保険税以外の独自財源（前年度繰越金や市町村が設置する基金の積立金など）で実施するか、一般会計事業へ移行して実施することとします。	保険税以外の独自財源（前年度繰越金や市町村が設置する基金の積立金など）で実施することとします。	4	保養施設利用助成事業について、準統一後は納付金算定に反映させないことから、各市町村において保険税以外を財源として実施していただくこととしている。よって、一般会計事業へ移行して実施することは以上の考えに反するものではないため反映しない。
11	変更	4（2）準統一（令和9年度～）	④	30	昨年度の保健事業WG、財政WG及び国保運営推進会議において協議された内容を元にした記載内容にし修正をお願いします。	人間ドックへの助成	人間ドック等への助成	1	御意見のとおり、記載内容を修正する。
12	変更	4（2）準統一（令和9年度～）	⑤	31	「（市町村の責に帰さない）場合などの対応は、改めて検討することとします」の部分について、令和8年度中に準統一にするかの可否を各保険者で決定する必要があることを考えると、対応方法について明確にする必要があるのでは	「（市町村の責に帰さない）場合などの対応は、改めて検討することとします」	「（市町村の責に帰さない）場合などの対応は、県2号繰入金で交付することとします」	3	検討中。
13	追加	4（2）準統一（令和9年度～）	⑤	31	「（市町村の責に帰さない）場合などの対応は、改めて検討することとします」の部分について、市町村の責・責でない定義が必要なのは		市町村の責とする場合：x x x x 市町村の責としない場合：x x x x	3	検討中。
14	追加	4（2）準統一（令和9年度～）	⑤	32	第三者行為求償等に係る普通交付金の返還財源を一般会計から繰り入れた場合に、後年度に一般会計に同額を繰り出すことを記載してほしい。		一般会計からの繰入れを行った場合は、当該年度に一般会計から繰り入れた額の同額を翌年度以降に一般会計に繰り出すこととします。		No.4と同様。
15	追加	4（3）完全統一（令和12年度～）		32	完全統一にあたっての収納率格差の定量的目標を設定すべきでは、でないかと、また完全統一にあたって収納率格差が縮小したかどうか（そもそも比較はいつ時点？）の議論で揉めそうです		令和x年度時点の収納率格差XポイントからXポイント以内を達成したとき、完全統一に移行することとします	4	既に議論した以下の考え方と齟齬が生じるため反映しない。  (令和7年度第2回財政運営WG資料2より抜粋) ■ 準統一による標準保険税率の変動により収納率格差の動向がこれまでと異なる傾向となった場合の完全統一の時期について 基本的には運営方針（第3期）に掲げているとおり令和12年度に完全統一することとする。 ただし、容認できないほど収納率格差が拡大するような状況となった場合は、完全統一の実施について慎重に検討する。
16	追加	7（1）データヘルスの推進	③	46	県における国保保健事業の方針を明確にするため「県データヘルス計画」の策定を目標に追加していただき（滋賀県参照）		県内の保健・医療・介護等のデータ分析により現状と課題を整理し、本県における国保保健事業の方針を明確にした「県データヘルス計画」と「市町村のデータヘルス計画」を両輪として・・・（滋賀県）	4	R8.3.18に実施した保健事業WGで改めて議論したところ、県データヘルスの作成に係る必要性について特段意見はなかったことから、運営方針には記載しないこととする。
17	変更	7（4）生活習慣病の重症化予防の推進	①	50		令和4年度	令和6年度	1	令和6年度に修正する。